



東京弁護士会 前年度会長

小林 元治会員

「逞しい法曹と弁護士会を目指して」をスローガンに、2016年度の東弁の舵取りをしてきた小林元治前会長。法曹養成、若手支援、不祥事対策、財務問題…とまさしく「法曹」、「弁護士会」のあり方がクローズアップされた1年間を振り返っていただきました。

（聞き手・構成：伊藤 敬史）

1年間を振り返って

——まずは1年間の会長職を振り返って、どのような感想をお持ちですか。

1年は長いようで短いというのが率直な印象です。東弁会長としていろいろな計画を考えましたが、それを実行して結果を出すには相当早い段階から企画をして取り組まないと、なかなか難しいなと実感しました。

他方、6人の副会長、2人の監事が東弁執行部を形成して、いろいろとご協力をいただいて、それなりの成果を出せたという意味では、達成感があることも事実で、感謝をしています。

——小林前会長は、「逞しい法曹と弁護士会を目指して」というスローガンを掲げられて、11の政策課題を掲げていらっしゃいました。どのような政策課題に重点を置いて取り組まれたのかをご紹介します。

1つは、「逞しい法曹をつくる」という視点です。これは、法曹養成が大きな課題でした。

もう1つは、「逞しい弁護士会をつくる」という視点です。2つの大きな視点から、11の政策課題を骨太方針と呼んで取り組みました。その中でも特に若手の支援、不祥事対策、財務問題、震災対策を重点的に対応させていただきました。

若手支援

——その重点課題を中心に伺います。まず若手支援ですね。若手会員がどんどん増える中で、様々な取り組みがあったと思うのですが、具体的にご紹介いただけますか。

若手弁護士に対する経済的な支援が大きかったと思いますね。

東弁では、これまで会員になると会館特別会費を負担することになっていて、その負担額はかつての130万円から40万円まで減額されてきていたのですが、いわゆる貸与制世代の新65期以降の会館特別会費を一律免除しました。

日弁連執行部の一員としては、司法修習生に対する給付金の問題に取り組み、裁判所法の一部改正でその給付金の実現されました。弁護士になるのに時間と費用が掛かるという問題のうち費用の問題については一部解決されたのかなと思います。

あとは若手に対する業務支援として、「べんたら」と「ポケ弁」というアプリの開発をして、弁護士の皆さんの業務支援をしたり、あるいは弁護士業務の広報をしたりしました。広報にも重点的に予算配分をして支援をさせていただきました。

若手支援の具体的な活動は、若手会員総合支援センターと弁護士活動領域拡大推進本部が、非常に頑

張って、AI、宇宙問題など最先端の課題を始め様々な活動を展開されました。

あとは若手会員のOJTですね。錦糸町や蒲田で若手と中堅以上の弁護士の双方が一緒に法律相談をして、事件をやりながら仕事を覚えていくといったことも重点的に支援させていただきました。

—— 広報的な取組みについては、小林前会長は、新聞広告などとても積極的な活動を展開されていたと思うのですが、振り返ってみていかがですか。

広報はとても大事で、費用に見合う効果がどこまであったかという効果測定はなかなか難しいのですが、広報をするというマインドは理事者としては常に持ち続けなければいけません。

弁護士の業務支援では、ユーザーの皆さんに弁護士の業務をご理解いただいて、弁護士のサービスがどういう意味を持つのかということを知っていただくことが重要です。そういう意味で、中小企業センターのアプリや法律相談の動画を作って、広報にかなりの予算投入をさせていただきました。

—— 若手会員に接する機会もいろいろあったと思うのですが、印象に残っていることはありますか。

1つはクラス別研修です。研修におけるクラスがとてもよく機能していて、新人の段階から横の連帯を強めていけるという意味で、今後もクラス別研修に力を入れていく必要があると思います。

もう1つは、新進会員活動委員会がやっておられる若手の会で、そこで若手の皆さんの意見をきちんと聞くというのは、とても大事なことだったと思います。

不祥事対策

—— 次に不祥事対策について伺います。弁護士に対する世間の目が厳しくなっている中で、弁護士自治を守る上でも重要な課題だと思いますが、振り返っていかがでしょうか。

弁護士業務の適正化は弁護士自治の根幹です。特に横領、背任や事件放置は弁護士としてあってはならず、このような重大案件については、厳しく、きちんと、速やかに対応していかなければなりません。

他方、懲戒申立の中には、弁護士に対する業務妨

害的なものや、いわゆる濫訴案件も結構多いです。そういったものに対して早期に結論を出して、会員の皆さんを守ることも必要です。

綱紀・懲戒の審査には、その両面がありますので、証拠に基づいて早く結論を出していくことが大事です。

その前さばきを補助するために新たに調査員を採用しました。綱紀委員会、懲戒委員会は独立委員会ですから、調査員には綱紀、懲戒の判断そのものはできませんけれども、判断の材料となる資料を収集して提供する補助的な役割を担うということで、綱紀の調査員9名と懲戒の調査員2名の11名を採用して、この4月から稼働をしています。綱紀・懲戒制度の適正な運用ができることを期待しています。

財務問題

—— 財務問題については、いかがでしょうか。

東弁の財務は一般会計の収入が約18億円で、そのうち約14億円、つまり77%程が会費収入で賄われています。繰越金は毎年14億～15億円ですけど、会員が少しずつ増えていますので、繰越金も少しずつ増えていきます。他方で、東弁はかなりの割合を会館特別会計に繰り入れていたのを、来年末まで停止できるという総会決議があり、これを延長するのかどうか議論をしなければいけません。65期以降の貸与制世代の会館特別会費を免除したこともありますから、会館を今後どう運営していくのかを含めて分析する必要があるという問題意識もありました。

そこで財務関係の担当副会長や財務委員会の皆さんだけではなく、事業系の委員会の皆さんにも入っていただいて、財務問題を全体として見直すために、ワーキングを作って今年の2月に報告書を出していただきました。今後の東弁の財務の在り方を示す貴重な問題提起です。

—— 若手を中心とした会員の中には、会費の負担が大きいという声も聞かれます。会員が弁護士自治のために会費を負担するということを理解することが必要と思うのと同時に、その負担が納得できるものであることも重要だと思います。

そうですね。弁護士会には、弁護士法の社会正義と人権擁護という大きなミッションがあって、そのた

めに弁護士自治があります。ただ、会費の問題を考えるとときには、弁護士会は職能団体ですから、研修や業務支援で会費のペイに見合う利益を還元していくことも重要で、それと公益的な役割をバランスよく考えていかなければいけません。

大きな弁護士会で大きな会費というのは今後の方向性ではなくて、社会にとって必要とされる弁護士会を維持するにはどの程度の会費が必要かという視点を絶えず持ちながら、冗費を避けて、会員にできるだけの還元をしていくという視点も持ち、バランスよく弁護士会を運営していくことが必要だと思います。

災害対策

—— 災害対策については、いかがでしょうか。

30年以内に7割ぐらいの確率で首都圏直下型の大きな地震も想定される中で、東弁として危機管理の視点から備えていくことが必要ということで、災害基金を作りました。具体的には2億円を提案したわけですが、9月の常議員会では否決されてしまいました。我々は、説明責任が果たされてなかったのかなと反省いたしました。

そこで、次の常議員会までに、様々な視点からシミュレーションをして、最低2億円は必要だということが数字的にも裏付けられましたので、10月の常議員会でそういったことをきめ細やかに説明しましたら、前回反対した人も次々と賛成意見を述べられて、結果的には全会一致で承認されたんですね。常議員のメンバーは若い方も多いのですが、納得すれば賛成していただけるんだと実感して、理事者の説明責任の大切さを感じました。

憲法問題

—— 憲法問題については、いかがですか。

3年前に限定的とはいえ集団的自衛権が閣議決定され、2015年9月19日に安保法制が国会で可決されて、2016年3月に施行されました。これまでの政府の憲法解釈を覆したわけで、東弁も日弁連と共に、立憲主義に反し、手続的にも問題であると言い続けております。

憲法的な価値が危機にさらされているということもありますし、憲法改正の議論も政党でも活発に議論さ

れる状況になっていますので、会員としても重大な関心を持つ必要があると思いますね。

国際的に見ると、アメリカのトランプ新政権やフランス大統領選での議論など排他主義的な動向も高まる中で、日本としては、国際協調、恒久的平和主義の憲法のもとで、近隣諸国との平和外交を通じて日本独自のスタンスで平和を守っていくことが大事だと思います。

法曹養成

—— 東弁の会長は同時に日弁連の筆頭副会長としても重要な職責を担っていらっしゃいます。ご担当の法曹養成の関係では、先ほど司法修習生の給付金に触れていただきましたが、法曹養成の取組みを全体的に振り返ってみていかがでしょうか。

2001年に司法制度改革審議会の意見書が出て、裁判員裁判、法テラス、法科大学院など様々な改革が進む中で、司法試験合格者3,000人計画が採用されて、急激な法曹人口増がありました。それに対して、現実の需要とのアンバランスがあって、結局3,000人計画の閣議決定は撤回されて、政府も法曹養成の課題について方向性を示さなければいけないということで、法曹養成制度改革推進会議で、2015年6月30日にさらなる推進計画が出されたわけですね。

日弁連も、2016年3月11日の臨時総会で、まず司法試験合格者1,500人を実現し、法曹養成制度の見直しをしながら質の高い法曹養成をしていく、予備試験については制度の趣旨に従った運営をしていく、そして司法修習生に対する経済的な支援を実現していくという決議をしました。

それを踏まえて、昨年度は、法曹志望者が激減している問題が大きな課題でした。昨年の司法試験合格者は1,583人でしたが、受験生は6,899人でした。志望者が減れば、将来の法曹は先細りしていき、弁護士制度や司法制度そのものが弱体化してしまいます。

だから、弁護士に、裁判官、検事も含めた法曹全体の魅力を、若い人たちに発信していく取組みを展開いたしました。また、司法修習生への給付金制度が実現できたのは大きな前進でした。

—— 2017年3月18日にイイノホールでやった『弁護士になりたい！』と思っているだけじゃ始まらない』というシン

ポジウムでは、中学生、高校生、大学生がたくさん参加していたのが印象的でした。

あのシンポジウムは、2部構成で、第1部ではテレビドラマ『下町ロケット』を土台にしながら、弁護士が現実の社会の中でどのような役割を果たしているのかを紹介しました。第2部では、企業経営者や新聞の論説委員も交えて、弁護士には活躍する場面が多方面にあるというお話をさせていただきました。

参加者には中学生や高校生もいましたが、アンケートの結果を見ると、一様に弁護士の公益性や役割について意義深く感じて、自分も弁護士になってみたいと思われたようです。ああいう試みは、全国でやっていく必要があるし、弁護士の魅力をもっと社会に発信をしていく必要があると思います。

子どもが弁護士になりたいと言ったときに、親が「やめておけ」と釘を刺してしまうような状況は問題です。弁護士になったら就職がないとか、仕事がないなど、ネガティブキャンペーン的なものが世間に浸透しているのではないかとと思われるところがあるので、あらためていく必要があります。

弁護士は、人として一生をかける価値のあるプロフェッショナルであるということを、社会の皆さんに理解していただく必要があります。

—— おっしゃる通りですね。私も弁護士は一生をかける価値があると感じていますが、小林前会長は、弁護士の魅力はどういうところにあるとお感じですか。

弁護士の魅力は、現実を生起する社会の事象に対し、紛争を解決して、クライアントである個人の人生や会社の帰趨に関わり、結果として社会貢献して、重要なミッションを果たしているということですね。そこは皆さん価値観として共有できるところだと思います。

民事司法改革、子どもの問題

—— 日弁連の筆頭会長としての他の取組みについてもご紹介いただけますか。

1つは、民事司法改革です。民事司法改革というのは、公正で頼りがいのある司法を実現して、ユーザーにとって利用しやすい制度を作ることです。申立手数料の問題に始まり、証拠と事実に基づく判決、執行も含めた権利救済、法律扶助など司法のアクセス、

国際的な民事紛争への対応といったことを、トータルに改革しようとしております。民事司法改革を推進していくということは、結果的には弁護士の活動領域を増やすことにもなります。

もう1つは、子どもの問題です。少年法の成人年齢引下げの問題や児童虐待など多くの課題がありました。昨年10月1日に児童福祉法の改正法が施行されて、全国の児童相談所に必ず弁護士を配置することになりましたので、全国の弁護士会と協力して各自治体へ常勤と非常勤の弁護士を配置する対応策を検討してまいりました。

総会の委任状の問題

—— 2017年3月3日の日弁連臨時総会で委任状の問題がありました。この問題についてはどのようにお考えですか。

東弁会員の委任状の受任者の名前が、事務的な過誤によって別の会員に変更されてしまいました。これは、総会という最高意思決定の場面で、委任者の意思が反映されなくなってしまうという重大な問題です。

この問題はきちんと調査をした上で再発防止も含めて対応をすべきということで、会長談話を出して、調査委員会を立ち上げました。3月30日には、調査委員会の報告書がまとめられました。

それを踏まえて、東弁としては、私の報酬の返納も含む処分をして、さらに次年度に向けて再発防止策を図っていくことになりました。

今後、そのような過誤が起きないように二重、三重のチェック体制を敷くとともに、これまでのような包括型の委任状に加えて、個別の議案に対する賛否も問うような代理人選任届も準備することになりました。これはとても事務作業が増えるのですが、総会に会員の意思がきめ細かに反映されるのは大切なことと思います。今年度、そういうシステムを立ち上げていかれるので、成り行きを見守っていききたいと思います。

プロフィール こばやし・もとじ

1981年修習修了(33期)。東京弁護士会副会長(2003年)、東京弁護士会民事司法改革実現本部本部長代行、日本弁護士連合会常務理事、日本弁護士連合会総合支援本部本部長、日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長、日本弁護士連合会民事司法改革実現本部事務局長、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長(2016年)等を歴任。